

第Ⅱ部 令和6年度資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に 向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移	19
第2節 市民・事業者・行政による取り組み.....	21
1. 集団資源回収.....	21
2. ごみ減量化・資源化協力店	24
3. 廃棄物減量等推進審議会	25
4. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	26
5. 清掃行政協力者表彰.....	27
6. コンポスト容器等購入費補助制度	28
7. フードドライブ.....	28
8. 在宅医療廃棄物の適正処理	28
第3節 行政からの情報発信	29
1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布	29
2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	29
3. ホームページ・広報誌等による情報発信	29
第4節 環境学習.....	30
1. 出前説明会.....	30
2. 施設見学者の受入れ.....	31

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、廃棄物処理は、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。そこで、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年度 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始
- 昭和56年度 ・小学4年生用副読本を配布
- 昭和57年度 ・集団資源回収が全市的な運動として開始(7月)
- 平成元年度 ・「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”をキャンペーンタイトルに開始(4月)
- 平成2年度 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始(4月)
- 平成7年度 ・中学3年生を対象とした副読本を配布
 - ・「市川市リサイクルプラザ」を開設(6月)
- 平成12年度 ・電動式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入(5月)
- 平成14年度 ・(財)市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」（1袋40リットル）を販売(8月)
- 平成15年度 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布(11月)
- 平成16年度 ・消費者代表・事業者代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開（7月）
 - ・「じゅんかん堆肥」（1袋15リットル）を販売（10月）
 - ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布（3月）
- 平成18年度 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
 - ・じゅんかんパートナーを150名から350名体制へ拡充強化
- 平成19年度 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル
- 平成20年度 ・小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学・体験ツアーを開始
- 平成22年度 ・資源化協力店にレジ袋不要カードを配布
- 平成23年度 ・じゅんかん堆肥の製造を休止
 - ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止（3月）
- 平成24年度 ・市川市リサイクルプラザを分庁舎へ移転（4月）
- 平成26年度 ・市川市リサイクルプラザを閉館（3月）
- 平成27年度 ・(公財)市川市清掃公社が「リサイクルプラザ市川」を開設（4月）
- 平成28年度 ・スマートフォン用「ごみ分別アプリ」の運用開始（10月）
 - ・平成29年4月1日から資源物とごみの収集回数を変更することに伴い、その内容を反映させた「資源物とごみの分け方・出し方」リーフレットを、全戸配布（1月～3月）

- 令和元年度 ・ 令和元年7月1日から資源物とごみの収集回数を一部変更することに伴い、その内容を反映させた「資源物とごみの分け方・出し方」リーフレットを、自治会全戸配布（6月）
- 令和2年度 ・ 令和3年4月1日から資源物とごみの収集回数を変更することに伴い、その内容を反映させた「ごみ収集日カレンダー、資源物とごみの分け方・出し方」を全戸配布（3月）
- 令和3年度 ・ ごみ施設や減量に関するDVD等の貸し出しを開始
- 令和4年度 ・ 食品ロス削減のため、株式会社ファミリーマートと市川市がパートナーとしてフードドライブ事業を開始（10月）

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、事業の実施に対しての市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、廃棄物行政に係る様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市^{まち}づくりに向けた取り組みを推進しています。

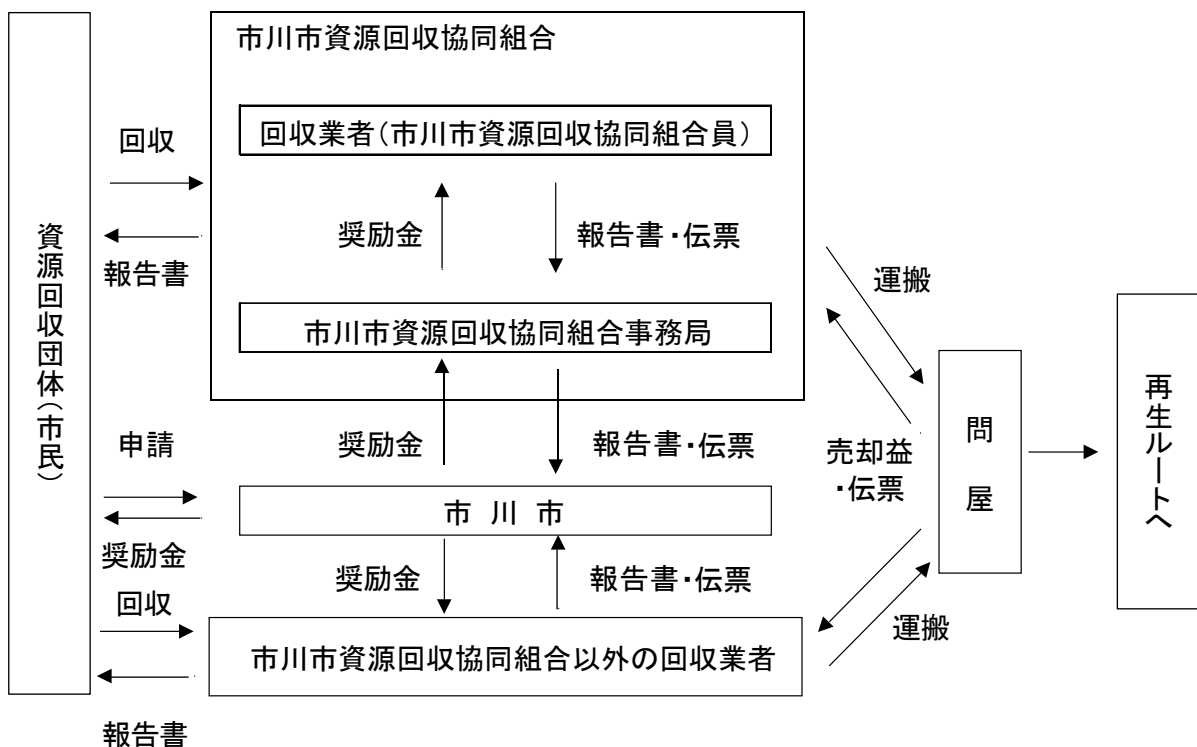
1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・物品の貸し出し・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの8品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。

登録申請を行った各団体は、回収品目の区分ごとに回収場所へ資源物を排出し、回収業者が回収します。（団体毎に回収日や回収品目が異なります。）

集団資源回収フロー



集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

年度	紙類	布類	生きビン・雑ビン	カン
平成2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg
平成4年度	3円/kg	3円/kg	8円/kg	8円/kg
平成5年度	5円/kg	5円/kg	8円/kg	8円/kg
平成11年度	5円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg
平成15年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

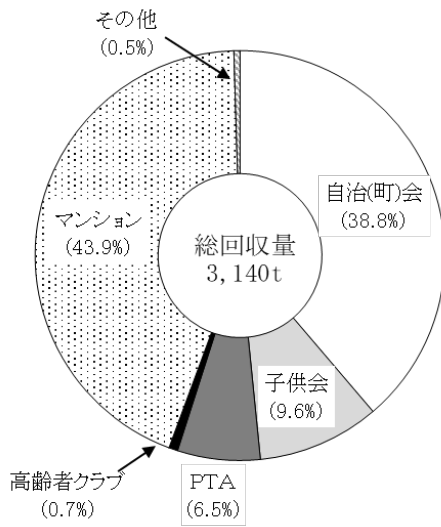
年度		紙類	布類	生きビン	雑ビン	カン
業務内容		回収及び再生処理	回収及び再生処理	回収及び再生処理	再生処理	再生処理
奨励金 単価	平成7年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	—	—
	平成9年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成18年度	3円/kg	3円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成21年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	40円/kg※	40円/kg※
	平成22年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	33円/kg	33円/kg

※ 平成21年度よりビン・カンの回収を、市直営から市川市資源回収協同組合に移管したため、21年度より回収を含む額となっている。

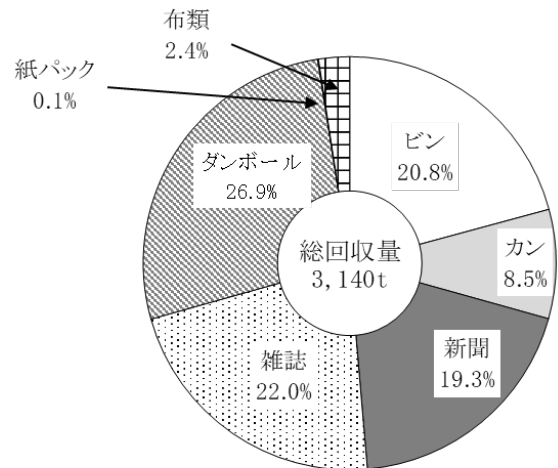
集団資源回収 実施団体構成 (令和6年度)

実施団体	実施団体数				回収量 (t)	奨励金 (千円)
	ビン・カン 紙類・布類 の4種類 を回収	ビン・カン の2種類 を回収	紙類・布類 の2種類 を回収	計		
自治(町)会	38	21	9	68	1,217	3,651
子供会	10	6	7	23	303	909
P T A	3	2	7	12	205	615
高齢者クラブ	1	1	1	3	22	66
マンション	114	18	36	168	1,378	4,134
その他	1	0	2	3	15	45
計	167	48	62	277	3,140	9,420

団体別回収割合（令和6年度）



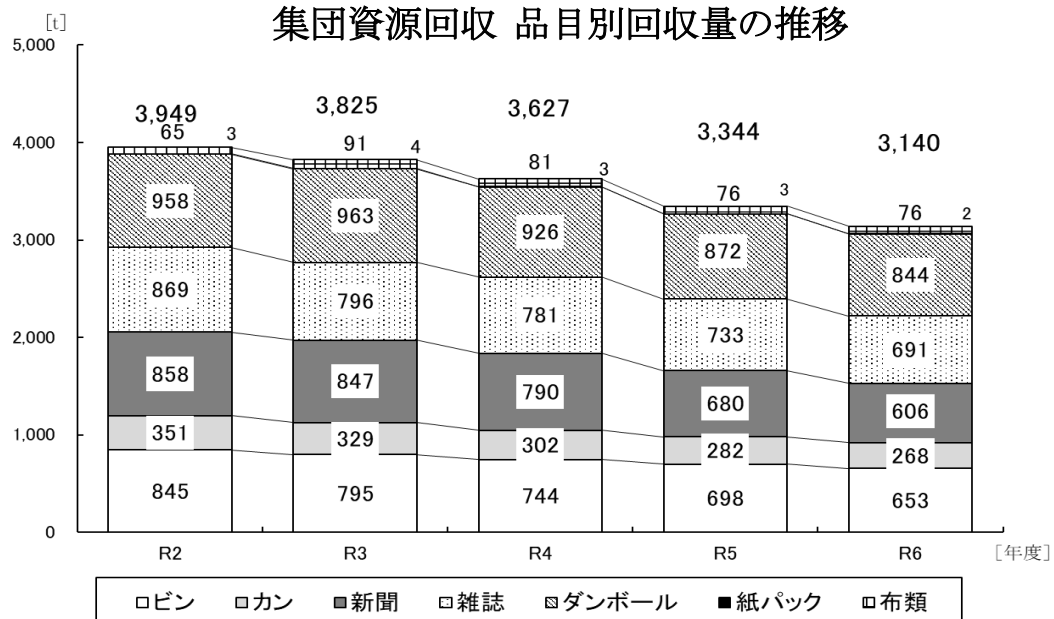
品目別回収割合（令和6年度）



集団資源回収 品目別回収量・回収登録団体への奨励金の推移

集団回収 品目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		R5→R6 重量 の増減
	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	
生きビン	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
雑ビン	845	2,534	795	2,385	744	2,231	698	2,094	653	1,959	▲ 45
カン	351	1,053	329	988	302	906	282	846	268	804	▲ 14
新聞	858	2,575	847	2,541	790	2,370	680	2,040	606	1,818	▲ 74
雑誌	869	2,606	796	2,388	781	2,342	733	2,199	691	2,073	▲ 42
ダンボール	958	2,875	963	2,889	926	2,778	872	2,616	844	2,532	▲ 28
紙パック	3	9	4	11	3	9	3	9	2	6	▲ 1
布類	65	196	91	273	81	243	76	228	76	228	—
合計	3,949	11,848	3,825	11,474	3,627	10,879	3,344	10,032	3,140	9,420	▲ 204

集団資源回収 品目別回収量の推移



2. ごみ減量化・資源化協力店

5R（リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題です。

ごみの減量及び資源化を推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて密接な関わりを持つ販売店を対象として、平成3年10月1日から**市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施**し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少など様々な工夫を行っています。



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

令和6年度末現在：47店舗

＜認定基準（令和2年7月1日～）＞

下記内容に取り組んでいる店舗を認定しています。

（1）ごみ減量に関することについて

- 1 マイバッグ等の持参を消費者に呼びかけている。
- 2 簡易包装の実施による紙製容器包装の削減やワンウェイプラスチック製容器包装の削減に努めている。
- 3 量り売り、少量販売を実施している。
- 4 消費者に店内放送やポスター掲示等でごみ減量・資源化を呼びかけている。
- 5 上記以外の市長が認めるごみ減量に関する取り組みをしている。

（2）資源化に関すること及び店舗から出るごみの減量等について

- 1 リサイクル商品等、環境に配慮した商品を販売している。
- 2 店舗のごみ減量・資源化に努めている。
- 3 店舗において再生紙や再生品等、環境に配慮した資材・備品等を使用している。
- 4 資源物を店頭で回収している。
- 5 従業員に対し環境教育等を実施し、意識の向上を図っている。
- 6 上記以外の市長が認める資源化に関すること及び店舗から出るごみの減量等に関する取り組みをしている。

（3）食品ロス削減に関する取り組みについて

- 1 少量メニューの提供や、持ち帰りができるようにしている。
- 2 「3010運動」をはじめとする食べきりについて呼び掛けている。
- 3 食品廃棄物等の肥料化・飼料化に努めているほか、フードバンク等へ未利用食品の寄付を行っている。
- 4 上記以外の市長が認める食品ロス削減に関する取り組みをしている。

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治（町）会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年（再任を妨げない）。

※廃棄物減量等推進審議会構成（女性委員比率27%） 令和6年10月1日現在

＜内訳＞ 市議会議員2名（0）、学識経験者5名（1）、市民の代表4名（3）、
生産・販売関係者2名（0）、廃棄物処理業者1名（0）、資源回収業者1名（0）
※（ ）は女性委員数

(3) 活動

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17,18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19,20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画（じゅんかんプラン21）の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

平成22年度：一般廃棄物処理手数料（持込みごみ処理手数料）の見直しについて

平成25,26年度：市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

平成27年度：さらなるごみ減量・資源化に向けた新たな施策（家庭ごみの有料化・ごみ収集回数削減・戸別収集の導入）について

平成28,29年度：今後の不適正排出対策のあり方について

令和元,2年度：市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

(4) 今後

「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で活動を推進していきます。

4. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

“資源循環型都市いちかわ”の構築を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、断る（リフューズ）、再使用（リユース）、修理（リペア）、再生利用（リサイクル）という5Rの推進やごみの減量に関する様々な取り組みを市民と市が連携し協働で推進することを目的に設置しています。

（2）組織

市内を6地区に分けて、公募市民や自治会推薦者等の市民88名（令和6年度末現在）で構成しています。

（3）活動

- ・ 日常生活において、5Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・ 市民や地域に対し、5Rの普及活動を行う。
- ・ ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況等を確認する。
- ・ 以上の活動実績を市に報告する。
- ・ 市が開催する会議、研修会等に参加する。
- ・ 市の廃棄物行政の推進に協力する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー 研修会の様子

5. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から毎年、資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治（町）会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰しています。令和6年度末までの累計表彰件数（個人、団体）は522件です。

令和6年度 清掃行政協力者表彰

区分	受賞団体名	活動内容
団体	市川港開発協議会	50社以上の会員企業が参加し、管轄地域内の美化活動を目的とした地域内清掃活動を行っている。
個人	個人1人	町内のごみ集積所や集団資源回収カゴの整理整頓を行い、地域の環境美化に取り組んでいる。

6. コンポスト容器等購入費補助制度

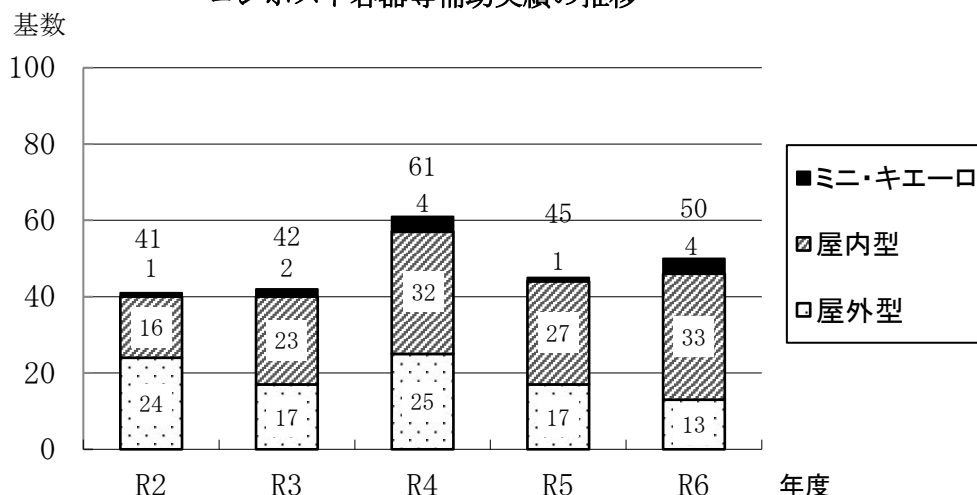
ごみの発生抑制の一環として、**家庭から出る燃やすごみの3割近くを占める生ごみを減量し、燃やすごみを削減**するため、市ではコンポスト容器等（生ごみ堆肥化容器、ミニ・キエーロ）購入費の補助を行い、家庭でできるごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

（1）補助内容・補助実績

区分	タイプ	補助開始時期	補助内容	補助基数 (令和6年度)	
コンポスト容器	屋外型	平成 3年6月	購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、 1年度内1世帯2基まで)	13基	計50基
	屋内型 (密閉型)	平成 8年1月		33基	
ミニ・キエーロ		平成 29年8月		4基	

（2）補助実績の推移

コンポスト容器等補助実績の推移



7. フードドライブ

市では食品ロスの削減や未利用食品の有効利用を目的として、市のイベント等においてフードドライブを開催し、レトルト食品やおかし、缶詰などの食品を市川市社会福祉協議会が行っている「いちかわフードバンク」に提供しています。令和6年度は、**7,172点**の食品が集まりました。

8. 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴って排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の適正処理について、在宅医療廃棄物の回収及び処理に関する役割を明確化するために、平成21年11月1日に市川市、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で「在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき平成22年4月より注射器及び注射針等の鋭利なものや感染性の危険が高いものは、提供を受けた医療機関又は薬局・薬店に返却するなどの適正処理を開始しました。

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4判）を平成15年11月に作成し、市内全戸に配布しました。

現在は、毎年作成し、市外からの転入世帯を中心に配布するとともに、公民館等の公共施設でも配布しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として「資源物とごみの分け方・出し方」（A3判リーフレット）を配布しています。

「資源物とごみの分け方・出し方」については、外国語版を作成しており、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語の9か国語があります。

なお、令和3年4月1日から資源物とごみの収集体制が変更することに伴い令和3年3月に全世帯に配布しました。

現在は、市外からの転入世帯を中心に配布するとともに、公民館等の公共施設でも配布しています。



「資源物とごみの分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

資源物とごみの分別方法や市の様々な取り組み、イベント等の情報を「市川市じゅんかん白書」（年に1回発行）や市のホームページ、環境部広報誌「じゅんかんニュース」（年に数回発行）、広報いちかわ、ごみ分別アプリ、ごみの出し方の動画等を通じて市民に発信しています。



じゅんかん白書



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集



ごみ分別アプリ

第4節 環境学習

1. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみの分別など、本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や市内公立保育園・幼稚園、自治（町）会、各地域のイベントなどに出向き説明を行っています。

出前説明会実施実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各自治会	0	0	0	0	0
小学校	3	10	8	9	15
幼稚園・保育園	0	0	0	0	0
その他 市民活動団体等	2	2	5	6	5
合計	5 回	12 回	13 回	15 回	20 回
参加人数	371 人	993 人	804 人	1,007 人	1,736 人

2. 施設見学者の受入れ

市民の皆さんがごみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見学を随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。

クリーンセンターの施設見学者数

年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度※	令和5年度	令和6年度
団体数	36 団体	—	—	—	16 団体	17 団体
人数	3,175 人	—	—	—	807 人	1,210 人

※ 令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設見学を中止。

衛生処理場の施設見学者数

年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度※	令和5年度※	令和6年度※
団体数	2 団体	—	—	—	—	—
人数	172 人	—	—	—	—	—

※ 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設見学を中止。



クリーンセンター施設見学の様子